

○加古川市学校給食費に関する条例

(学校給食費の徴収)

第2条 市長は、学校給食を受ける幼児、児童又は生徒（以下「幼児等」という。）の保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者又は当該幼児等を現に監護する者をいう。以下同じ。）及びその他の学校給食を受ける者（以下これらの者を「学校給食費負担者」という。）から、学校給食に要する経費のうち学校給食費負担者が負担すべき経費（以下「学校給食費」という。）を徴収する。

2 学校給食費の額は、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びにこれらの修繕費並びに学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費以外の学校給食に要する経費の範囲内で規則で定める額とする。

○加古川市学校給食費に関する条例施行規則

(学校給食費の額)

第2条 条例第2条第2項に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。ただし、幼児等その他の学校給食を受ける者が、食物アレルギー等の疾患その他の理由により牛乳（調理に用いるものを除く。以下同じ。）又は牛乳以外の学校給食を停止されているときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 牛乳を停止されている者 別表に定める1食当たりの額から牛乳に要する費用に相当する額を控除した額
- (2) 牛乳以外の学校給食を停止されている者 牛乳に要する費用に相当する額

別表（第2条関係）

区分		1食当たりの額
加古川市立小学校において実施される学校給食を受ける者	児童	258円
	児童以外	263円
加古川市立加古川養護学校において実施される学校給食を受ける者	幼児及び児童	258円
	生徒	285円
	幼児等以外	290円
加古川市立中学校において実施される学校給食を受ける者	生徒	313円
	生徒以外	319円